

平成30年第3回教育委員会定例会
(2月1日開会)

台東区教育委員会

○日 時 平成30年2月1日（木）午後1時38分から午後3時29分

○場 所 教育委員会室

○出席委員

教 育 長	矢 下 薫
教育長職務代理者	樋 口 清 秀
委 員	高 森 大 乗
委 員	垣 内 恵美子
委 員	末 廣 照 純

○説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	田 中 充
庶務課長兼事務局副参事	事務取扱 事務局参事
	岡 田 和 平
学 務 課 長	山 田 安 宏
児 童 保 育 課 長	佐々木 洋 人
放課後対策担当課長	福 田 兼 一
指 導 課 長	屋 代 弘 一
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	小 柴 憲 一
生涯学習課長	小 川 信 彦
スポーツ振興課長	廣 部 正 明
中央図書館長	齊 藤 明 美

○日 程

日程第1 議案審議

- | | | |
|-------|--|-----|
| 第2号議案 | 平成29年度東京都台東区一般会計補正予算（第4回）における教育費関係計上予定案の意見聴取について | 庶務課 |
| 第3号議案 | 平成30年度東京都台東区一般会計予算（当初）における教育費関係計上予定案の意見聴取について | 庶務課 |
| 第4号議案 | 東京都台東区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について | 庶務課 |
| 第5号議案 | 東京都台東区教育振興基金条例の一部を改正する条例の意見聴取について | 庶務課 |
| 第6号議案 | 東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | |

- の意見聴取について 庶務課
- 第7号議案 京都台東区体育施設条例の一部を改正する条例の意見聴取について
スポーツ振興課
- 第8号議案 東京都台東区自然の村施設の設置等に関する条例を廃止する条例の意見
聴取について 学務課
- 第9号議案 東京都台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について 指導課
- 第10号議案 東京都台東区体育施設条例施行規則の一部を改正する規則
スポーツ振興課

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 児童保育課

- ア 認可保育所等の開設について
- イ 保育環境の整備について
- ウ 玉姫保育園等の大規模改修工事に伴う移転期間について

(2) 放課後対策担当

- エ 放課後子供教室委託事業者の選定結果について

(3) 生涯学習課

- オ 台東区俳句人連盟会長への感謝状の贈呈について

2 報告事項

(1) 学務課

- ア 大規模改修工事に伴う給食停止による代替弁当購入費差額支援について
- イ 就学援助の入学前支給について

(2) 児童保育課

- ウ 台東区子ども・子育て支援事業計画（中間改訂版）について

(3) 指導課

- エ 台東区優秀教員・優秀団体奨励について

(4) 教育改革担当

- オ 小中学校ICT教育の推進について

(5) スポーツ振興課

- カ 障害者スポーツ普及促進の充実について

3 3月の行事予定について

4 その他

午前10時05分 開会

○矢下教育長 ただいまから、平成30年第3回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、樋口委員にお願いをいたします。

ここで傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願については、これより許可いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、傍聴については許可をいたします。

〈日程第1 議案審議〉

第2号議案

第3号議案

○矢下教育長 日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由及び内容について、説明をお願いします。

まず、第2号議案及び第3号議案について議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 第2号議案、平成29年度東京都台東区一般会計補正予算（第4回）における教育費関係計上予定案の意見聴取についてご説明いたします。

本案は、区議会定例会へ付議する議案の作成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき意見を求められているため提出いたしました。

次のページが内訳書でございます。

今回の補正は、歳入について総額2億7,363万円、歳出について総額9億2,727万4,000円のそれぞれ減額でございます。

以下、主なものを申し上げますので、別添資料の1ページをご覧ください。

はじめに、歳入でございます。

国庫負担金では、学校施設整備費が1,671万8,000円の増となっております。

国庫補助金では、学校施設環境改善交付金が1,745万3,000円、次世代育成支援対策施設整備交付金が1,901万9,000円、保育所等整備費が1億5,181万8,000円、保育対策総合支援事業費が6,490万8,000円の、それぞれ減額となっております。

都補助金では、児童館環境整備事業費が1,901万9,000円。2ページになりますが、賃貸物件による保育所の開設準備経費補助事業費が990万5,000円のそれぞれ減額となる一方で、保育従事職員宿舍借上げ支援事業費が2,056万7,000円の増額となっております。

歳入については以上でございます。

続いて、歳出でございます。3ページをご覧ください。

教育総務費では、指導課運営：非常勤講師が1,234万3,000円、特別支援教育支援員が

1,284万円の、それぞれ減額となっています。

小学校費では、小学校施設管理が2,000万円、区有施設省電力型照明設備が1,500万円、蔵前小学校改築が3億3,048万4,000円の、それぞれ減額となっています。

児童保育費では、保育委託が9,333万6,000円の増額、認可保育所等の誘致が2億8,235万円の減額。4ページになります。保育所等保育士等人材確保が2,277万8,000円の増額、地域型保育給付が1,029万4,000円の増額、玉姫保育園、児童館、こどもクラブ大規模改修が、それぞれ大きく減額となっています。

こども園費では、こども園施設型給付が1,567万1,000円、こども園臨時職員採用及び福利が1,034万3,000円の、それぞれ減額となっています。

最後に社会教育費では、図書館管理運営が720万円の減額となっています。

増減の理由につきましては、それぞれ資料の説明覧に記載のとおりでございます。

それでは、議案の裏面にお戻りください。

教育委員会の意見案として、本委員会としては、原案に異存ありません、といたしました。

第2号議案についての説明は以上でございます。

続きまして、第3号議案、平成30年度東京都台東区一般会計予算（当初）における教育費関係計上予定案の意見聴取についてご説明いたします。

本案も、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき意見を求められているため提出したものでございます。

次のページをご覧ください。平成30年度一般会計における教育関係経費全体の歳入と歳出の科目別予算の一覧でございます。

歳入は、総額46億6,370万2,000円、前年度比4億5,953万8,000円、10.9%の増でございます。

歳出は、総額234億2,469万2,000円、前年度比15億385万2,000円、6.9%の増でございます。

以下、主な内容を申し上げます。別添資料の1ページをご覧ください。

はじめに、歳入予算でございます。

分担金及び負担金では、保育費の見込み人数増に伴い、教育費負担金が6,464万1,000円の増額となっています。

国庫支出金では、私立保育所及び私立こども園等の新設に伴い、教育費負担金が3億1,142万円の増額となっています。また、大規模改修工事等に伴う増と、保育所等整備交付金等の減との相殺により、教育費補助金が1億6,426万8,000円の減額となっています。

都支出金の教育費負担金は、国庫支出金と同様、1億1,030万4,000円の増額となっています。また、保育士等キャリアアップ事業、子供家庭支援包括補助事業等に対する補助金の増と、認定こども園施設整備の終了による減との相殺により、教育費補助金が9,716万1,000円の増額となっています。

財産収入では、生涯学習センター地下駐車場貸付料の増に伴い、財産貸付収入が855万4,000円の増額となっています。

諸収入では、御徒町保育室の保育料計上により、利用料収入が1,988万5,000円の増額となっています。

2ページをご覧ください。歳出予算でございます。

一般会計予算は、総額1,006億円、前年度比18億円、1.8%の増でございます。

教育費については、先ほど申し上げたとおりでございます。

なお、教育費の一般会計に占める割合は、23.3%となっています。

その下の表は、教育費における項別の内訳でございます。構成比100%の欄を横にご覧ください。

事業費は201億2,097万9,000円、前年度比13億5,076万4,000円、7.2%の増でございます。また、人件費は33億371万3,000円、前年度比1億5,308万8,000円、4.9%の増でございます。

3ページをご覧ください。人件費の増減説明でございます。

予算額の増減は、主に給与の改定や職員構成の変化によるものでございます。

続いて、4ページをご覧ください。歳出予算の内訳となっております。

教育総務費では、2、帰宅困難者対策で、備蓄食糧等の買い替えにより1,340万8,000円の増額。

9、教育支援館運営の特別支援員の配置は、支援員の報酬単価の増額により1,202万8,000円の増額となっています。

また、新規事業として、6、台東区学校教育ビジョンを策定いたします。

小学校費では、7、黒門小学校大規模改修工事、及び、13、蔵前小学校改築工事の進捗に伴い、経費が増額となっています。

一方、8、平成小学校大規模改修は減額となっています。新たに、9、根岸小学校、及び、10、東浅草小学校の大規模改修に要する経費を計上しています。

また、4、児童用パソコンの入れ替えにより2,258万1,000円の、小学校ICT教育モデル事業の実施により2,333万1,000円の、それぞれ増額となっています。

5ページをご覧ください。

中学校費では、3、中学校施設保全が学校トイレ洋式化等改修工事により、1億8,347万1,000円の増額となっています。

また、6、上野中学校大規模改修の終了により11億7,298万7,000円の、7、区有施設省電力型照明設備の終了により4,418万8,000円の、それぞれ減額となっています。

校外施設費では、1、少年自然の家の浴室棟補修工事により1,905万8,000円の増額となっています。

幼稚園費では、6、竹町幼稚園大規模改修工事の進捗に伴い、2,090万円の増額となっています。

また、新たに、7、根岸幼稚園大規模改修の経費を計上いたしました。

児童保育費では、私立認可保育所の新設により、2、保育委託が6億6,177万4,000円の増額となっています。

また、4、私立保育所整備事業補助が、事業終了に皆減となっています。

6ページをご覧ください。

8、認可保育所の誘致が、誘致数の減により2億821万7,000円の減額となっています。

また、新規として、10、保育所等における児童の安全対策経費や、14、御徒町保育室管理運営の経費を計上しています。

施設の大規模改修では、工事の進捗状況や工事単価の上昇等により、増額となっています。

また新たに、13、坂本保育園、及び、22、東浅草こどもクラブの大規模改修の経費を計上しています。

さらに、石浜こどもクラブ等の開設により、23、こどもクラブ運営が5,070万9,000円、大正小学校放課後子供教室の実施により、24、放課後子供教室が4,541万3,000円の、それぞれ増額となっています。

一方、25、放課後子供教室モデルは、事業終了に皆減となっています。

こども園費では、2、認定こども園の誘致が、事業終了により皆減となっています。

また、忍岡こども園の29年度開設により、3、こども園施設型給付、4、私立こども園振興等が増額となっています。

7ページになりますが、11、ことぶきこども園、及び、12、たいとうこども園の管理運営が、公定価格改定等に伴う指定管理委託料の増により増額となっています。

社会教育費では、2、生涯学習の支援・振興において、都費負担の非常勤職員が区費負担に変更になったことにより311万4,000円の増額、3、浅草寺伝法院文化財補助が、国庫補助事業費の減に伴う区補助金の減により447万2,000円の減額となっています。

また、6、生涯学習センター管理運営が、パソコン入れ替えにより678万9,000円の増額、7、図書館管理運営が、浅草橋分室の空調機更新工事終了により316万円の減額となっています。

社会体育費では、3、リバーサイドスポーツセンター維持修繕が、計画工事の内容相違により1億1,741万6,000円の減額、7、東京都立浅草高等学校温水プール区民開放が、スポーツ指導員の資格要件追加に伴い、95万円の増額となっています。

8ページ及び9ページは、30年度に実施を予定している、主な新規充実事業の一覧でございます。

新規事業は、台東区学校教育ビジョン策定から、チャレンジスポーツ教室までの10事業となっています。

また、学校園教育の充実としては、教育支援館運営、小中学校ICT教育の推進をはじめとする6事業。教育保育施設整備としては、黒門小学校、平成小学校大規模改修をはじめ

とする12事業。子育て支援の充実としては、認可保育所の誘致をはじめとする5事業。社会教育体育の充実としては、障害者スポーツ普及促進となっています。

事業の概要は、内容説明の欄をご覧ください。

それでは、議案の裏面にお戻りください。

教育委員会の意見案として、本委員会としては、原案に異存ありません、といたしました。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおり決定くださるようよろしくお願いをいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、第2号議案について、何かご質問はございませんか。

○末廣委員 この補正の3ページですが、蔵前小学校の改築に関してこの差額の理由を教えてください。

○庶務課長 これは入札で行っておりますので、入札した結果、当初予定した金額より差金が出たということでございます。

○高森委員 3ページ目、児童保育費の、児童保育課の一番下の項目についてですが、認可保育所等の誘致の件ですが、今はなかなか難しい状況なのでしょうか。

○児童保育課長 29年度予算で私立認可保育所、30年4月開設を目指した誘致ということで予算計上していたところですが、やはり、適切な提案がなく、積み残してしまったというのがこの金額になります。

○矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 次に、第3号議案について、何かご質問はございませんか。

○高森委員 2ページ目の、1枚目の裏面の一覧の概要ですが、対前年伸び率が非常に大きく変更があるところが何件かあるのですが、一つは、中学校費の部分ですね。約半減、それから、下のほうの社会体育費が20%減ということですが、大きく変動があるのは、どのような事情なのでしょうか。

○庶務課長 中学校費につきましては、5ページをご覧ください。6番です。上野中学校の大規模改修が終わりましたので、ここで11億7,000万円減額になっているのが一番大きな要因でございます。

○スポーツ振興課長 社会体育費の減につきましては、7ページの社会体育、3番、リバーサイドスポーツセンターの維持修繕が一番大きな要因となっております。

○垣内委員 幼稚園費についてお尋ねしますが、ほかのところはみんな、人件費が増えているのですが、幼稚園だけ職員数も減っているし、職員構成も変化による減ということですが、ここはどのように解釈したらよいのでしょうか。

保育所の保育士がなかなか見つからなくて、それでも人件費が上がっているわけですが、幼稚園の場合は、子供の数も減っているということもあって、職員の数も減っているとい

うことなのでしょうか。

○庶務課長 3ページをご覧ください。まず、人数といたしましては、主な増減内容ということで、50人から49人に1人減っているということと、あと、当初予算の組み方ですが、29年度の人件費というのは、28年度にいた職員の給与をもとに計算をしています。30年度の予算は、29年度の、10月1日だったと思いますが、そのときにいる職員の人数と給与をベースに計算をしているということでございますので、あくまでも、仮定の数で計算をしております。人件費というのはこのような予算組みをしているので、決して、本当に職員費がこれだけ下がるかどうかというのは、まだはっきりはしていないところでございます。予算上はこういう組み方をさせていただいたということでございます。

もう少し補足します。29年度の当初予算と30年度の当初予算の予算額を比べると、これだけ差があったということでございます。

○高森委員 決算額と比べればわかりますか。

○庶務課長 はい。実際にかかった経費は決算額で見ていただければと思います。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決をいたします。

第2号議案及び第3号議案については、いずれも原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

第4号議案

○矢下教育長 次に、第4号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 第4号議案、東京都台東区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明いたします。

本案は、区議会定例会へ付議する議案の作成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき意見を求められているため提出いたしました。

新旧対照表をご覧ください。

議員報酬及び特別職の給料等が引き上げられたことを踏まえ、行政委員会の委員等の報酬につきましても、別表のとおり、本年4月1日から改定するものでございます。

それでは、議案の裏面にお戻りください。

教育委員会の意見案として、本委員会としては、原案に異存ありません、といたしました。

説明は以上でございます。

原案どおりご決定くださるようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。

本案については原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

第5号議案

○矢下教育長 次に、第5号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 第5号議案、東京都台東区教育振興基金条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明いたします。

本案も、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき意見を求められているため提出いたしました。

新旧対照表をご覧ください。

別表の東京都台東区池波社会教育振興基金について、基金の額を現行の1億9,700万円から100万円を取り崩し、1億9,600万円とするもので、本年4月1日から施行いたします。

なお、取り崩します100万円につきましては、平成30年度予算に繰入金として計上し、中央図書館の池波正太郎記念文庫の事業費に充当をいたします。

それでは、議案の裏面にお戻りください。

教育委員会の意見案として、本委員会としては、原案に異存ありません、といたしました。

説明は以上でございます。

原案どおり決定くださるようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。

本案については原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、第5号議案については、原案どおり決定いたしました。

第6号議案

○矢下教育長 次に、第6号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 第6号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明いたします。

本案も、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき意見を求められているため提出いたしました。

最後のページに添付をいたしました資料、幼稚園教育職員の扶養手当の改正についてという資料をご覧ください。

まず、改正内容でございます。11月の給与改定の際にご報告いたしましたとおり、特別区人事委員会の勧告を踏まえ、配偶者の手当額を他の扶養親族の手当額と同額の6,000円まで減額する一方で、子の手当額を9,000円まで引き上げます。また、これに伴い、配偶者のいない場合における子のうちの1人、これを欠配一子と呼びますが、この手当額を1万3,700円とする取り扱いを廃止いたします。

なお、米印で記載したとおり、激変緩和措置を設けます。

次に、実施日ですが、本年4月1日といたします。

それでは、議案の裏面にお戻りください。

教育委員会の意見案として、本委員会としては、原案に異存ありません、といたしました。

説明は以上でございます。

よろしくご審議の上、原案どおり決定くださるようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。

本案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、第6号議案については、原案どおり決定いたしました。

第7号議案

第10号議案

○矢下教育長 次に、第7号議案を議題といたします。

なお、第10号議案についても関連する議案ですので、一括して議題といたします。

スポーツ振興課長、説明をお願いします。

○スポーツ振興課長 それでは、第7号議案、東京都台東区体育施設条例の一部を改正す

る条例の意見聴取につきましてご説明いたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき提出するものでございます。

平成29年第20回の本委員会でご承認いただきました、台東リバーサイドスポーツセンターの新たな指定管理期間開始に伴い、指定管理者の実施が予定されている提案事業などに必要な改正を行うと同時に、その他、文言の整理を行うものでございます。

改正する内容につきましては大きく3点ございます。別紙の新旧対照表にてご説明を申し上げます。

新旧対照表の1枚目をご覧ください。

1点目は、リバーサイドスポーツセンター体育館の更衣室の使用につきまして、使用料の単位設定を行うものでございます。

従来、単独の使用ができなかった体育館の更衣室について、更衣室だけの利用を認めることで、荷物を置いたり、シャワーを利用していただいたりすることが可能となり、今後リバーサイドスポーツセンターを起点に、ウォーキングやランニングなどをすることで更衣室が利用できるように改正するものでございます。

改正する箇所でございますが、新旧対照表、1枚目に記載しております、別表第3の備考の1に、貸し切りでない場合の使用に更衣室を加えるものでございます。

備考の3に、更衣室のみ使用する場合は、1人1回の使用を1単位とするものでございます。

また、更衣室のみ使用する場合の使用料につきましては、新旧対照表の2枚目でございます。別表第4の裏面、左側の改正案の最後に更衣室を表記し、使用料は他の施設と同様、貸し切りでない場合の使用料、一般250円、中学生以下は100円とするものでございます。

改正の2点目といたしましては、従来、個人での利用ができなかった会議室につきまして、個人でも利用できるよう使用料を設定いたします。

これにより、人気があり定員がいっぱいになってしまう卓球の個人開放や、トレーニングルームの教室の事業などに関して、追加の会場として転用して使用することが可能となります。

改正箇所でございますが、新旧対照表、1枚目の裏面をご覧ください。表の中ほどから、第1会議室、第2会議室、第3会議室の使用料が記載されておまして、その現行、一番右に斜線が引いてあるところが個人開放ができないところですが、個人でも利用できるように改めるものでございます。

次に、3点目の改正でございますが、年齢の表記でございます。

本条例におきまして、施設を使用する際の子供の年齢に関する表記は、何歳、何歳以上とされておりますが、子供の年齢につきましては、教育施設であることから、実際に現場では、学齢での施設使用の運用を行っております。このため、現状の運用にならない、正確性を期すため新たな指定管理期間を迎えるこの期に、年齢に関しましては学齢表記に統一するものでございます。

該当箇所につきましては、新旧対照表、1枚目の別表第4の台東リバーサイドスポーツセンター体育館、貸し切りでない場合のアンダーラインが引いてあるところ、現行ですと、「15歳以上」「14歳以下」となっている箇所につきましては、「一般」「中学生以下」と改めるものでございます。

同様に新旧対照表、2枚目以降、リバーサイドスポーツセンター陸上競技場、水泳場、少年野球場、清島温水プール、柳北スポーツプラザにつきましても年齢の表記を改めるものでございます。

恐れ入ります、新旧対照表、2枚目の裏面をご覧ください。

こちら、少年野球場の使用でございますが、一番上の表中の文言につきましても条例本文との整合を図るため、「15歳以上のチーム」というものを「団体（中学生以下の者を主体としたものを除く。）」とするものでございます。

条例の改正箇所は以上でございます。

本条例は、平成30年4月1日から施行していきたいと存じます。

議案の裏面にお戻りください。

本委員会の意見といたしましては、原案に異存ありません、といたしました。

第7号議案の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、第10号議案、東京都台東区体育施設条例施行規則の一部を改正する規則につきましてご説明申し上げます。

提案理由は、体育施設条例の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提出するものでございます。

こちら、1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。

本規則第3条では、体育施設を使用できる者の範囲、体育施設、プールを使用する際の同伴者を要する規定でございます。

本規則第3条本文におきましても、条例と同様、年齢の表記を「10歳以下」を「小学3年生以下」に、「6歳以下」を「小学校入学前」と改めるものでございます。

また、その下の別表の1、少年野球場の使用及び利用できる者の範囲の表記につきましては、体育施設条例と同様に、記載のとおり改めるものでございます。

本規則につきましても、体育施設条例と同様、平成30年4月1日から施行したいと存じます。

第10号議案のご説明は以上でございます。

よろしくご審議の上、決定くださるようお願い申し上げます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 具体的に年齢から中学生という概念に変えた大きな理由は何でしょうか。

○スポーツ振興課長 現状、例えば、中学生以下というと14歳と15歳が同じ学年に混在していますので、例えば、友達とか仲間同士で、あなたはいい、あなたはだめということではできないので、現場の運用で混乱しないように、新たに指定管理が変わると同時に整備し

たいということで、変更するところがございます。

○樋口委員 確認しておきますが、例えば、夜間中学の方に関しても、中学生ということになりますので年齢関係なく、これを適用するということがよろしいのでしょうか。

○スポーツ振興課長 樋口委員がおっしゃったように、最初は夜間中学の方がいるために年齢で規定を設けておりましたが、実態としては大人の方で中学生という方はあまりいらっしゃらないので、もしいらっしゃった場合には、それは中学生として適用する予定です。

○樋口委員 それを確認しておけばいいです。

○高森委員 10号議案の新旧対照表の現行と改正案の年齢と学齢の比較ですが、「小学校入学前」という言葉が、現行ですと6歳以下に該当するということになると思いますが、小学校3年生以下というのは、10歳以下と対応するのでしょうか。どのように見たらよいのか教えてください。

○スポーツ振興課長 リバーサイドスポーツセンターのプールの運営につきましては、規則、条例でこのように書いてありますが、実際には、小学校3年生以下の児童がプールに入るときには保護者の付き添いが必要ですという運用にしておりますので、このような表記にさせていただいております。

○高森委員 そうなんですね。小学校3年生が10歳に対応するとなると、小学校2年生は9歳になって、小学校1年生が8歳になって、小学校入学前は7歳以下になっちゃうんですよ。計算が合わないかなと。

小学校入学前が6歳になるのであれば、1年生は7歳、2年生は8歳で、3年生は9歳以下というふうに対応しなきゃいけないかなと思うんですけども。これがもし10歳以下だったら、4年生以下になるかと。

○スポーツ振興課長 実際、小学校3年生以下の児童のプールは保護者が必要ということと、小学校入学前の児童がプールへ入るときも保護者が必要ということになっております。

○高森委員 そうすると、現行は4年生以下だったのが、3年生以下に上がるという感じになるわけですね。

○矢下教育長 ある意味で、実態の運用に合わせてきたんですね。

○スポーツ振興課長 そうです。

○高森委員 わかりました。

○矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。

第7号議案及び第10号議案については、いずれも原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、第7号議案及び第10号議案については、原案どおり決定いたしました。

第8号議案

○矢下教育長 次に、第8号議案を議題といたします。

学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、第8号議案、東京都台東区自然の村施設の設置等に関する条例を廃止する条例の意見聴取についてご説明いたします。

本案は、区議会へ付議する議案の作成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により教育委員会の意見を求められているため提出するものでございます。

本件につきましては、平成29年11月20日開催の第22回教育委員会定例会でご協議いただきました、自然の村施設の廃止及び譲渡について、その後の鹿沼市との協議・調整等により、廃止と譲渡が決定いたしました。このことに伴いまして、東京都台東区自然の村施設の設置等に関する条例を廃止する条例を制定するものでございます。

本条例につきましては、平成31年4月1日から施行いたします。

お手数ですが、議案の裏面をご覧ください。

教育委員会の意見案として、本委員会としては、原案に異存ありません、といたしました。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、第8号議案については、原案どおり決定いたしました。

第9号議案

○矢下教育長 次に、第9号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 第9号議案、東京都台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明いたします。

本案も、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき意見を求められているため提出いたしました。

新旧対照表をご覧ください。

いわゆる認定こども園法が改正されたことに伴いまして、第15条第1項第2号の条文を本年4月1日から改めるものでございます。

それでは、議案の裏面にお戻りください。

教育委員会の意見案として、本委員会としては、原案に異存ありませんといたしました。説明は以上でございます。原案どおり決定くださるようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。
(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。

本案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。
(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、第9号議案については、原案どおり決定をいたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 児童保育課 アイ

○矢下教育長 次に、日程第2、教育長報告の協議事項、児童保育課のア及びイについて、児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、協議事項、児童保育課のア、認可保育所等の開設についてご説明をいたします。お手もとの資料1をご覧ください。

まず、項番1、認可保育所でございます。

公募による運営事業者の審査結果でございます。審査日につきましては、平成30年1月26日でございます。審査委員につきましては、資料記載のとおりでございます。

(2)運営事業者の審査結果でございます。まず、今回、審査会のほうに提案があった3園の概要でございます。

①(仮称)マリー保育園浅草。こちら、開設予定日は、平成30年11月1日としております。所在地は、西浅草3-19-3となります。定員は、0歳～3歳で37名となる予定です。構造・延床面積については、資料記載のとおりでございます。

運営事業者は、株式会社東昇商事で、都内の小規模保育所1園、横浜市に小規模保育所2園を運営している事業者でございます。所在地につきましては、地図をつけております。

恐れ入ります、資料の2ページをご覧ください。

続きまして、②(仮称)當麻保育園でございます。開設予定日は、平成31年4月1日としております。所在地は、清川一丁目5番でございます。定員は、0歳～5歳で、計90名を予定しております。構造・延床面積は資料のとおりです。

運営事業者は、学校法人當麻学園で、区内にて私立幼稚園を1園運営しております。

続きまして、③(仮称)クオリスキッズ浅草橋保育園です。開設予定日は、平成31年4月1日としております。所在地は、柳橋二丁目5番となります。定員は、0歳～5歳で、計60

名を予定しております。構造・延床面積は、資料記載のとおりです。

運営事業者は、株式会社クオリスで、大阪に本社がございますが、横浜市にて、平成24年4月に認可保育所を開設し、また、同じ横浜市で認可保育所3園と小規模保育施設1園、都内では認可保育所4園を運営しております。また、大阪のほうで認可保育所等、運営の実績がございます。

恐れ入ります、資料の3ページをご覧ください。審査委員会での審査結果でございます。内容につきましては資料のとおりとなっております。3者とも得点率70%以上ということでございますので、この3者について、今後、認可のほうに手続を進めていきたいと考えているところでございます。

この審査委員会での主なご意見をご紹介します。

まず、株式会社東昇商事です。こちら、審査委員会では、保育事業者の経営状況や収支計画などが評価される一方、保育士の確保策について、より具体的な計画を求めるなどの指摘がございました。

次に、学校法人當麻学園です。審査委員会では、長年培った幼稚園運営などが評価され、字の読み書きや自然体験など、ほかの保育所とは違った運営方針にも評価があったところでございます。

最後に、株式会社クオリスです。審査委員会では、人材確保の具体性や新設の保育所には経験者を多くそろえて開園に臨むなど、運営体制について評価されておりました。

なお、こちら3園の施設整備費等の助成については、所要の経費を平成30年度予算に計上しているところでございます。

続きまして、項番2、家庭的保育施設です。

こちらについては、昨年12月20日に審査を行いました。審査委員につきましては、資料記載のとおりでございます。

審査結果ですが、まず、こちらの提案の概要、名称は、家庭的保育室ふわふわです。開設予定日は、30年4月1日としております。所在地は、千束三丁目17番5号。定員は、0歳～2歳で5名を予定しております。構造・延床面積は、資料記載のとおりです。

恐れ入ります、資料の4ページをお開きください。

審査結果につきましては、資料に記載の表のとおりでございます。

審査委員会でのご意見をご紹介しますと、児童一人一人に向き合った保育姿勢や、将来的には家庭的保育施設を増やしていきたいという熱意などが評価されておりました。

なお、本案件に関する施設整備費等の助成については、所要の経費を今年度、第4回の補正予算に計上しているところでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、協議事項、児童保育課のイ、保育環境の整備についてご説明をいたします。資料は2をご覧ください。

まず、項番1、保育所等保育士等キャリア育成の拡充でございます。本事業は平成27年

度から開始され、事業の目的は資料記載のとおりでございますが、この度、対象施設を拡大することといたしました。具体的には、(2)に記載のとおり、補助対象に企業主導型保育事業の地域枠分を追加するものでございます。

なお、企業主導型保育所につきましては、国が主導で事業を進めているものでございます。認可外保育所というようなジャンルになっておりまして、現在、区内には資料記載の3園がございます。

続きまして、項番2、保育所等における児童の安全対策でございます。

まず、(1)目的です。ベビーセンサー等の設備の導入を促進し、児童の安全対策を一層強化するとともに、保育士等の心理的な負担軽減を図るものでございます。

(2)事業の概要でございます。対象施設は、認可保育所、認定こども園、小規模保育所等の地域型保育事業をはじめとした資料記載の施設になります。補助率は10分の10で、上限を1園当たり100万円としております。本事業につきましては、平成30年度予算に資料記載の金額を計上しているところでございます。

説明は以上でございます。ご協議をよろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、まずは、協議事項、児童保育課のAについて、何かご質問はございませんか。

○高森委員 資料1の②番については、すぐそばに同じ団体が経営する幼稚園があるところですね。

○児童保育課長 こちらの学校法人につきましては、ご覧いただくと、地図のすぐ東側に既存の私立幼稚園がございます。

○高森委員 同じ系列だということで、様々な連携や接続が図れるのでしょうか。ほかの保育所は、近隣には、保育施設などはあるのでしょうか。要するに、すみ分けの観点から問題はないのでしょうか。

○児童保育課長 特に、②番につきましては審査委員会でもご指摘はあったんですけども、私立の保育園、私立の認可保育所が近隣にもあって、場所も比較的、駅から遠いので、その辺についての運営の工夫というような意見は出ているところでございます。

ほかの場所につきましては、待機児童が多く、保育所が求められている地域ということもあり、地域には既存の認可保育所がありますが、需要のある地域であるというような認識でおります。

○高森委員 子供たちが集まらないということはなさそうですね。

○児童保育課長 この後、報告事項で子供・子育て支援事業計画の量の見込みを報告いたしますが、まだこちらとしては、人口増もまだ続いていきますし、保育に対する需要も増えていくということで、需要はあるという認識でおります。

○矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 次に、協議事項、児童保育課のイについて、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 この保育所等保育士等キャリア育成の拡充ですが、補助というのは具体的にどのようなものなのでしょうか。

○児童保育課長 児童1人当たりの単価が設定されておりまして、この地域枠の定員分掛ける単価ということで、保育の事業者に助成金を出します。使い道につきましては、保育士等の処遇改善に限定しておりまして、具体的には給料のアップというところで使っていただくものでございます。

○垣内委員 金額は決まっているのでしょうか。

○児童保育課長 金額は、定員に対しての単価というのがもう既に決まっておりまして、現在、ほかの園では、既にそれに基づいて支給をしているところでございます。

○垣内委員 およそ幾らぐらいなのでしょう。

○児童保育課長 資料を確認しますので、後ほどお答えいたします。

○高森委員 項番2の保育所等における児童の安全対策についてですが、この監視モニターやベビーセンサー等の設置というのは、今までもなされてきたのでしょうか。もしされてきたのであれば、どのぐらいの普及率なのでしょう。それとも、これは新たに導入するものなのでしょうか。

○児童保育課長 この事業については、新規事業となります。今までの私立保育園、既存の保育園でもこういったセンサーを入れているというのは、まだ区内にはございません。

○高森委員 センサーは、どういうセンサーになるのでしょうか。

○児童保育課長 ベビーベッドにシートのようなものを敷いて、呼吸ですとか動きをモニターするような設備になります。

○末廣委員 項番1についてですが、企業主導型の保育事業というのは、これは国も進めているもので、これから地方自治体も一生懸命やるにしても、こういう形がどんどん増えていくといいと思います。

○児童保育課長 状況を見ますと、今現在、企業主導型として決定しているのはこの3園でございますが、申請途中の園も幾つかはあるということは聞いております。区内でも、こういった企業主導型の保育所は、増えていく見込みではございます。

先ほどのキャリア育成の単価でございますが、企業主導型保育所につきましては、保育所の定員の区分で分けられておりまして、例えば、19名定員の企業主導型保育所であれば、1歳児以上の子1人当たりに対して1万7,780円、0歳児1人に対して2万8,280円という単価が設定されております。

○垣内委員 年間ですか。

○児童保育課長 一月の単価ということになります。

○垣内委員 その分、サラリーがアップするということでしょうか。

○児童保育課長 児童1人当たりで今の単価が設定されておりますので、それを子供の数を掛けて、それをその事業所の中で働いている職員に配分するという考え方です。

○高森委員 全額が給料になるのでしょうか。

○**児童保育課長** これは給与に全額やらないといけないというルールになっておりまして、それ以外には使ってはいけないことになっています。

○**垣内委員** かなりアップになるというイメージでよろしいですか。

○**児童保育課長** 資料記載の定員が、これは地域枠の定員ではなくて、この企業主導型の全体の定員でございますので、この地域枠については、この定員に記載のものよりかは少ない人数でございます。

○**高森委員** そういう定員なのですね。

○**児童保育課長** はい。園によって、具体的に幾らというのは異なってくるかなと思います。

○**垣内委員** 児童1人当たり幾らというのはあるんだけど、その配分が地域枠があって、限定されるという意味ですか。

○**児童保育課長** 先ほどの定員は施設全体の定員ですが、その中で地域枠を何名設定しているかということで、先ほどの単価掛ける地域枠分の人数で助成金の金額が決まってくることになります。

○**垣内委員** 児童の数は地域枠というふうに仕切るんですか。かなりインセンティブになるのでしょうか。

○**児童保育課長** 具体的な数字で申し上げますと、例えば、わくわく宝船保育園御徒町は、定員10名でございますけれども、そのうち2人は地域枠として入所しているということでございます。先ほどの単価で2人分を掛けていくので、地域枠で何人入っているかによってキャリア育成の金額も変わってくるので、多ければその分、処遇改善に、よりつながっていくということです。

○**末廣委員** 資料1に戻ってしまうのですが。この東昇商事が得点率が70.0とぎりぎりのところでパスしていますが、審査委員のほうから何か、特に注文というのはありましたか。

○**児童保育課長** 先ほどの説明でも申し上げたけれども、人材確保のところ、計画にあまり具体性がないというか、審査委員の立場としては、それは無理があるのではないかというご意見も出ていて、そこに対して、追加でもうちょっと具体的な確保策なども求めていました。そういった、ある程度、人の確保ができた上で、これぐらいの評価ではないかというところで出ています。

○**末廣委員** 一応、開設予定日が今年の11月ということで、それまでに間に合うだろうという、そういう計画があるのでしょうか。

○**児童保育課長** こちらの事業者とやりとりをさせていただいて、間に合うというような、計画も出されておまして、そこは各審査委員の皆様にもご確認いただいて、内容についてはご了承いただいたところです。

○**矢下教育長** よろしいですか。

(なし)

○**矢下教育長** それでは、児童保育課のア及びイについては、協議どおり決定いたしたい

と思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(1) 児童保育課ウ

○矢下教育長 次に、児童保育課のウについて、児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、協議事項、児童保育課のウ、玉姫保育園等の大規模改修工事に伴う移転期間についてご説明をいたします。資料は3をご覧ください。

まず、項番1、現在の状況でございます。玉姫保育園、児童館、こどもクラブは、都営清川二丁目アパートの耐震補強工事にあわせ、平成28年3月から、隣接する区有地の敷地内の仮園舎の移転をしているところでございます。

東京都がこの都営住宅の耐震補強工事の設計見直しをしていたところでございますが、今般その工事の完了時期が平成30年8月と示されたところでございます。その結果、区が施行する玉姫保育園等の大規模改修工事は、平成30年度に実施することとなりました。

項番2、仮園舎への移転期間でございます。ただいまご説明いたしました状況を踏まえ、仮園舎の移転期間を、当初は平成30年3月までの2年間でございましたが、平成31年3月までの3年間としたいと考えております。

説明については以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 期間が延びたことに対して、利用者の方から何かありますか。

○児童保育課長 もともとの園には園庭があったというところで、この仮園舎には園庭がほぼないような状況でございますので、そのことについてご意見をいただいていたところでございます。

○矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、児童保育課のウについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定をいたしました。

(2) 放課後対策担当 エ

○矢下教育長 次に、放課後対策担当のエについて、放課後対策担当課長、説明をお願いします。

○放課後対策担当課長 それでは、協議事項エ、放課後子供教室委託事業者の選定結果に

ついてご説明をいたします。資料4をご覧ください。

項番1、選定経過でございます。公募期間につきましては、平成29年12月4日～12月20日で実施しております。

審査期間につきましては、平成29年12月25日～平成30年1月19日に実施をしております。

選定方法でございます。第1次審査といたしまして書類審査を行い、第2次審査としましてプレゼンテーション、ヒアリング審査により、優先交渉権者を選定しております。

選定委員につきましては、記載のとおりです。

項番2、運営事業者の選定結果です。得点率が70%を超える事業者の中から、最高点を獲得した事業者を優先交渉権者としております。

大正小学校放課後子供教室の優先交渉権者といたしましては、株式会社日本保育サービスが選定されております。

こちらの事業者は、区内で4クラブを実施しております。大正小学校区内では、台東入谷こどもクラブを実施しております。

また、他自治体におきましては、放課後子供教室等の実績もございます。

審査結果でございます。応募事業者は2団体ございました。日本保育サービスにつきましては、600点満点中465点を獲得しておりまして、得点率といたしましては、77.5%となっております。地域との連携やこどもクラブとの連携について具体的な提案もございまして、高く評価されたものでございます。

項番3、今後のスケジュールです。平成30年2月21日、子育て支援特別委員会で報告をさせていただき、委員会終了後、保護者に周知を行います。平成30年4月1日より事業運営を開始いたします。

説明につきましては以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、放課後対策担当のエについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(3) 生涯学習課 才

○矢下教育長 次に、生涯学習課の才について、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、台東区俳句人連盟会長への感謝状の贈呈につきましてご説明をさせていただきます。資料の5をご覧ください。

台東区俳句人連盟は昭和26年に設立された区内で活動する俳句の会の連合体でございま

す。現在は六つの団体で構成をされてございます。

当該団体の会長の渡辺繁義様が急逝されたことを受けまして、これまでの活動を鑑み、感謝状を贈呈するものでございます。

渡辺さんは平成21年の2月から約9年間、台東区俳句人連盟の会長として活動されまして、区内小中学校の俳句教室や、生涯学習課で行っております「知る・作る・学ぶ講座（わくわく国語クラブ）」などで俳句の指導を行っていただいております。これらの活動に対しまして、感謝状を贈呈するものでございます。

感謝状の文案などにつきましては、資料に記載のとおりでございます。

よろしくご協議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、生涯学習課のオについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 学務課 アイ

○矢下教育長 次に、教育長報告の報告事項、学務課のア及びイについて、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、大規模改修工事に伴う給食停止による代替弁当購入費差額支援についてご報告いたします。資料6をご覧ください。

項番1の目的でございます。大規模改修時など給食が提供できない場合には、原則として家庭から弁当を持参してもらうこととしてまいりましたが、共働き世帯の増加や家庭環境が複雑なお子さんの増加など、社会情勢の変化により家庭から弁当を持参することが難しい児童・生徒が増えている状況となっております。

そこで、学校における教育指導に支障を来すことのないよう、給食の代替として弁当を購入し、その費用と給食費との差額を教育委員会が支援するものでございます。

項番2の内容でございます。支援額に関しまして、弁当の価格は500円を上限として差額を算定いたします。

(1)の期間ですが、こちらは給食室改修工事にかかる給食の停止期間中といたします。

(2)の支援の方法は、弁当の購入実績に基づき、学校へ差額を振り込んでまいります。

(3)平成30年度の対象校でございますが、現在、工事中であります、平成小学校及び黒門小学校でございます。

項番3の予算額の案でございます。2校分で1,146万8,000円を計上しております。内訳につきましては、表のとおりでございます。

項番4、今後のスケジュールでございます。本件につきましては、2月6日の政策会議に報告後、3月1日の区民文教委員会にも報告をしてまいる予定でございます。

こちらのご説明については以上でございます。

続きまして、就学援助の入学前支給についてご説明いたします。資料7をご覧ください。

項番1の目的でございます。現在、小中学生の入学時にかかる費用に対する就学援助につきましては、1年生の準要保護児童生徒を対象に、入学後の8月に支給をしているところでございます。しかしながら、入学準備として学用品や標準服等を購入する時期に大きくなります保護者の負担を軽減することを目的として、支給対象を入学前の児童とし、支給時期を入学前の3月とした入学準備金を整備してまいるものでございます。

項番2の支給開始時期でございます。こちらは、平成30年度の就学援助分、具体的には平成31年4月に小学校及び中学校に入学する方々に対して支給をしてまいります。

項番3の対象者でございますが、準要保護に該当する国公立小学校の就学予定の児童、それから、準要保護に認定されている小学校6年生が対象となります。

項番4の対象費目でございます。現在、小学校1年生、中学校1年生の8月に支給される「新入学児童生徒学用品費」及び「通学服費及び運動衣費」、この費目に関しまして、合計したものを入学準備金として入学前に支給することといたします。

項番5の支給時期でございますが、こちらにつきましては、3月中旬を予定してございません。

項番6、今後のスケジュールでございます。こちらも2月6日の政策会議、3月1日の区民文教委員会に報告した後、年度新しくなりました4月以降、小学校6年生の保護者に周知及び申請受付、10月には小学校就学予定児童の保護者に周知、今年の12月～来年1月にかけて小学校就学予定児童の申請受付、31年3月中旬に支給をしてまいります。

簡単でございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○矢下教育長 ただいまの報告につきましては、まずは報告事項、学務課のアについて、何かご質問はございませんか。

○末廣委員 これは今年の4月からということですか。

○学務課長 はい。この2校でございますが、大規模改修で給食室の工事に入りますのが、黒門小学校は今年の4月から、大体10月ぐらいまでかかる予定ということでございます。

平成小学校につきましては2学期ということで、9月～12月の半ばまでということをご予定してございます。

○末廣委員 それからもう一つ。この弁当の業者というのは、もう決定しているんですか。

○学務課長 弁当の業者に関しましては、基本的に学校のほうで中心に選定をしていただくことで、今、作業を進めております。実際にその選定に当たりまして、こちらから情報提供等させていただきつつ、また、弁当業者に対しましては、各学年、低学年、中学年、

高学年という段階ごとに食事の量が変わってくる部分ですとか、個別のアレルギー対策ですとか、そういったところが万全にできるような形でやれるようにということで、その辺りの相談に関しても、こちらで学校と相談しながら、進めておるところでございます。

○高森委員 学校側、もしくは教育委員会から、家庭へはどのような形で情報を発信、提供されているのでしょうか。

○学務課長 具体的には、まだ予算が確定していないというところもございますので、まだ明確にお知らせをできている状態ではございませんが、特に、先ほどご説明した、時期が近づいております黒門小学校に関しましては、今月、保護者説明会を、工事に関する説明会等が予定をされておりますので、その中で、差しさわりのない範囲でお伝えをして、こんな形で対応をしますというご説明をさしあげる対応をしております。

○高森委員 上野中学校が期間限定ですけれども、まさに、このような形で給食のかわりにお弁当を外注したという記憶があるんですけれども、その中で何か課題になったことだとか、問題点は上がっていますか。

○学務課長 やはり、どうしても価格の問題ですとか、その辺のところはございますので、よりよいものを出そうという努力をしている中での提供ではあるんですが、やはり、どうしてもおかずの種類ですとか量ですとか、そういったところの部分で、実際に自校で調理しているときの給食と違って、量の調整とかが個別にはしづらかったりとか、そういった部分ですとか、あと、冷たいとかの、若干、声があったりですとか、そういったところはございましたが、上野中の場合には、生徒の皆さんも、また学校も、保護者の皆さんもご理解をいただいて、その期間に関してはやらせていただいたという次第でございます。

○高森委員 残飯等は特には、偏ることはなかったですか。

○学務課長 こちらは、学校のほうで確認をしていただいたんですが、全く食べないとか、そういったことはなくて、生徒の皆さん、きちっと食べていただいていたというお話を伺っております。

○高森委員 業者のほうも、いろいろ配慮いただいたんだと思います。また、いい弁当業者を選んでいただければと思います。

○垣内委員 ほかの地区で、お弁当に関してかなり大きな問題が指摘されたこともあったように思うんですけれども、給食は学校の校長先生が味見というか、確認していると思いますが、お弁当も同じような形でチェックはされるのでしょうか。

○学務課長 今、垣内委員ご指摘のとおり、通常の給食ですと検食という形で校長が食べるということで、毎日確認をしておるところでございます。

また、こちらの弁当につきましても、同じような検食という形までいくかどうかというところはございますか、確認をした上で提供していきたいと思います。

また、献立につきましても業者のほうと相談をして、栄養バランスですとか、あと、同じようなものばかりにならないようにといったところで、できる限りの配慮をしていただき、実際の支給をしていただく業者さんとの、協議・調整をきちとした上でやっていく

ということでございます。

○矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 次に、報告事項、学校課のイについて、何かご質問はございませんか。

○高森委員 対象者のところですが、小学校へ就学する予定の児童に関しては、原則、国公立という縛りがあるのですが、小学校6年生、要するに中学校に進学する6年生は、公立、私立の縛りはないという理解でよろしいでしょうか。

○学務課長 新中学1年生になる小学校6年生、こちらに支給をするということで今回、切りかえていくところでございますが、中学校の場合も、私立に進学される場合には基本的に支給対象から外れてまいりますので、そのところを、進学先が決まるところで支給するかしないか。また、この3月中旬という3学期分の支給のところに合わせて出すようにしてまいりますので、そこまでの段階で確認をして、個別に対応させていただきます。

○高森委員 支給時期が3月中旬と設定したのは、そういった理由があるということですね。

○学務課長 はい。

○垣内委員 1点確認をさせていただきます。本区の場合、小学校就学予定の方、それから、今度、中学校に上がる方、どのぐらいの比率でこの準要保護の方に該当する、あるいは認定されている方というのはいらっしゃるのでしょうか。

○学務課長 今、想定をしているというところでございますが、実際にこの該当をして支給対象となるであろうという方につきましては、小学校6年生のほうは、通常の認定で、4月に申請書を出していただき、認定をさせていただいて、6月の下旬には決定をしていくという形になりますが、その中で先ほどご指摘をいただいた、国公立の中学校に進むお子さんに出すということになっております。

人数といたしましては、概ね282名前後になるのではないかと見ております。比率は、学年ごとになると難しいのですが、全体からすると、30%台ぐらいになるのではないかと考えられます。

また、小学校入学前のお子さんに関しましては、今申し上げました小学校6年生、新中一の部分と同じぐらいの数になるという想定をしております。

○矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、学務課のア及びイについては、報告どおり了承をお願いします。

ここで、本日の会議録署名委員の変更についてお諮りをいたします。

本定例会の冒頭において、会議録署名委員を樋口委員といたしましたが、樋口委員は所用により退席されましたので、本日の会議録署名委員を末廣委員にお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、そのようにさせていただきます。

(2) 児童保育課 ウ

○矢下教育長 次に、児童保育課のウについて、児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、台東区子ども・子育て支援事業計画（中間改訂版）についてご報告いたします。資料は8をご覧ください。

本計画につきましては、子ども・子育て支援法に基づく子育て支援施策全体を対象としているため、区長部局の区民部が取りまとめておりますが、計画の中に教育保育施設の今後の需要見込みや施設整備の考え方、また、児童の放課後対策についても記述がございますので、教育委員会にご報告するものでございます。

項番2、計画の見直し対象となる期間は、平成30年度及び31年度でございます。

項番3、意見聴取でございます。昨年11月20日の教育委員会、またその後、区議会の第4回定例会に中間のまとめを報告いたしました。その後、パブリックコメント等を実施したところでございます。

ご意見の受付数につきましては、全部で50件ございました。その内容につきましては、別紙に資料を添付してございますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

項番の4、中間のまとめからの変更点でございます。

添付の計画の冊子を用いて、主なものをご説明いたします。恐れ入ります、添付の冊子の7ページをお開きください。

こちらのリード文の表記について、パブリックコメントでいただいたご意見を踏まえ、表記をわかりやすく変更したところでございます。

また、次の8ページをご覧ください。教育・保育の量の見込み、需要予測でございますが、昨年末に締め切りました平成30年4月の保育所入所申請数をもとに補正を加えました。また、定員の確保数につきましても、先ほどご協議いただいた整備が具体化した案件について、その定員数を反映したものでございます。

恐れ入ります、10ページをご覧ください。こちらにつきましても、パブリックコメントのご意見を踏まえ、区内の認可保育所等の位置を地図に落とししたものを追加したところでございます。

恐れ入ります、12ページをお開きください。放課後児童健全育成事業でございます。こちらは、30年4月のこどもクラブの入室申請の状況を踏まえ、また30年度中に開設を予定しているこどもクラブの定員を考慮し、量の見込み及び確保数を変更しております。

恐れ入ります、資料の8にお戻りください。

資料の8の裏面をご覧ください。項番5、今後のスケジュールでございます。今後、区議会第1回定例会の子育て支援特別委員会に報告いたします。その後、3月に次世代育成支援地域協議会に報告した後、計画を公表する予定でございます。

報告は以上です。

○矢下教育長 ただいまの報告につきましては、何かご質問はございませんか。

○高森委員 初めて見た資料なので、まだ熟読ができていないところが。

○矢下教育長 この形式は初めてですけど、さっき説明した以外は、今までに出ている内容ということで、いいんですよ。今日、説明している部分は、今まで出したものの変更点ですよ。

○児童保育課長 11月20日の教育委員会に、中間のまとめ案をご報告したところでございます。本日の説明については、その中間のまとめから、最終案に至る変更点について、主に説明をさせていただきました。

○矢下教育長 ですから、施設の目標量とかは、今言った、その後の実態に合わせて変更したということでもいいんでしょうか。

○児童保育課長 量の見込み及び確保数については、その後の経過に伴って数値を補正したというところでございます。

○垣内委員 補正された数値というのは、以前に、直近の実態を反映しているものだと思うんですけど、増えたんでしょうか、減ったんでしょうか。

○児童保育課長 恐れ入ります、計画の冊子の8ページをお開きください。こちらに30年度、31年度の推計を載せさせていただいております。

直近の状況を踏まえた、中間のまとめからの変化でございますが、3号認定のところの量の見込みでございます。実際に30年4月の入所の申請状況を見ますと、予想よりは、0歳児、2歳児が増えた、逆に1歳児の伸びは予想ほどではなかったというような傾向がありますので、それを踏まえまして、結果として量の見込み、一番上の2,029人という数字がありますが、これは中間のまとめから増えたものになります。

中間のまとめでは、ここを1,933人としておりましたので、それよりも増えている状況でございます。

31年度につきましては、持ち上がりという考え方で推計をしておりまして、1歳児の伸びがそれほどでもなかったもので、それが2歳児に持ち上がったとなると、結果的にはそれほど、中間のまとめから差異がなかったというのが今回の状況でございます。

○高森委員 先ほどの説明で、今回の中間まとめの改訂版の案の変更点については、パブリックコメントや協議会のご意見を反映して訂正いただいたところですが、これは別紙がパブリックコメントや協議会の方々のご意見をまとめられたものということですね。

○児童保育課長 おっしゃるとおりでございます。

○高森委員 この中で、今回この案には反映されなかったけれども、特筆すべきご意見とか、そういったものはありましたでしょうか。

○児童保育課長 例えば、需要予測のところについては実際にはもうちょっと厳しいものではないかというご意見はいただいたところでございます。ただ今回は、回答のところにもありますが、実績をもとに出しておりますので、引き続き、状況を注視するのと、また

次回の、今度は計画の本改定がございまして、そこで今度はニーズ調査をやりますので、そこは改めて見ていきたいと考えているところでございます。

○垣内委員 資料の読み方ですが、この11ページ以降のところ、要するに、確保した数から見直しの後の量の見込みを引いたものがプラスになっているというのは、十分確保できているというふうに理解すればよろしいんですね。

○児童保育課長 おっしゃるとおりでございます。

○垣内委員 そうすると、基本的にもう、これで十分、それぞれ確保できているという読みでよろしいのでしょうか。

○児童保育課長 本計画では、そのような趣旨でつくっております。

○垣内委員 マクロで見れば、充足するということがいいんですね。

○児童保育課長 おっしゃるとおりでございます。

○高森委員 この10ページの分布図または案内図ですか、これを拝見すると、空洞化しているところがあるのですね。清川地区、隅田川の北東地域ですか。ちょっと空洞化しているなという気がするのですが、この辺りはどのような見解をお持ちでしょうか。

○児童保育課長 この待機児童の地域の分布でいいますと、この地域は多くない地域でございます。先ほどの保育所の開設のお話でもありましたけれども、今回、そこにさらに1園という話もあるので、地域バランス的には、今までもお話ししたように、南部地域が、まだやはり需要は多いという状況にはなっております。

○矢下教育長 ほかによろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、児童保育課のウつについては、報告どおり了承願います。

(3) 指導課 エ

○矢下教育長 次に、指導課のエについて、指導課長、報告をお願いします。

○指導課長 それでは私より、台東区優秀教員・優秀団体奨励についてご説明いたします。資料9をご覧ください。

項番1、本奨励制度の目的は、教育活動の充実や台東区の教育の振興発展などへの功績をたたえるものです。平成16年度より実施しております。

項番2、概要についてです。優秀教員は、A、教育活動実践部門と、B、地域・部活動等部門の2部門の推薦区分がございます。また、A、教育活動実践部門については、教員経験年数に応じて、ステージⅠ～Ⅳといったキャリアプランのステージに分けて推薦を受けています。

推薦から決定までの流れは、(2)のとおりでございます。今年度は4名の優秀教員が奨励対象となっております。団体につきましては、今年度の該当はございません。

表彰者の概要につきましては、項番3、平成29年度表彰対象者団体にあるとおりです。

ここで、各教員の推薦概要について触れさせていただきます。

平成小学校、藤田正美主任教諭は、今年度から開設された特別支援教室の運営に、特別支援教室拠点校の主任として主体的に関わり、巡回校の状況や課題を的確に捉え、指導の充実に向けた中心的な役割を担っております。

谷中小学校、森本睦美主任教諭は、昨年度、算数科の研究者として研究を行い、今年度はその際に学んだ授業改善の手法を本校で周知するとともに、授業公開を積極的に行い、校内研究の研究主任として手腕を発揮いたしました。

金曾木小学校、東川久美子主幹教諭は、学校経営の参画を積極的に行い、会議の精選や必要な講義文書を新たに提案する等の働き方改革を行っております。また、若手教諭が多くを占める本校の現状に対し、日ごろから学年を越えて細かな指導を行い、若手教諭の育成にも精力的に励んでおります。

駒形中学校、樋口泰弘主幹教諭は、社会科教員として、思考力や表現力の育成を図る指導を行っております。その結果、他の4教科が区の平均には及ばない学年において、社会科の成績を区のトップクラスにする等、生徒の学力向上に大きく貢献しております。

奨励を受けた先生につきましては、毎年3月に指導課にて発行している指導課だよりで紹介を行い、多くの教職員に周知いたします。奨励式、これは表彰式です。奨励式につきましては、3月13日火曜日の定例教育委員会終了後、ここ教育委員会室において午後3時半よりとり行う予定でございます。

ご多用とは存じますが、教育委員の皆様にもご臨席賜るようお願い申し上げます。

台東区優秀教員・優秀団体奨励についてのご説明は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきましては、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 これは例年行っていることかと思うんですけども、今年の特徴といえますか、キャリアプランのステージごとに奨励するという趣旨からいうと、いろいろな方が奨励されていいかと思うんですけども、この4名に絞られているのは、先生があまりいなかったのは、あるいは、何らかの理由で奨励に値したと判断されたのか、その辺りについて、過去の経緯も含めて教えていただければと思います。

また、優秀団体につきまして、推薦がなかった理由を教えてください。

○指導課長 今回、推薦があった方はこの4名の方が全てです。ただし、その推薦を受けて、この奨励にふさわしいかどうか、指導課でも十分吟味をした結果、今回このような結果になっております。

あと、今年度の特徴でございますが、まず、2名の主任。主任教諭は学校の中でも若手育成という役割を担っております。そういったところからも2名、この若手の教員の育成で大変貢献していただいているという、主任の役割を適切に果たしていただいております。

あと、主幹教諭の2名につきましては、若手育成はもちろんですが、学校長の経営を支える役割を大変よく果たしていただいているというような特徴的なところがございます。

優秀団体につきましては、今年度は特に推薦はございませんでした。

○矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、指導課のエについては、報告どおり了承願います。

(4) 教育改革担当 才

○矢下教育長 次に、教育改革担当の才について、教育改革担当課長、報告をお願いします。

○教育改革担当課長 それでは、資料10に基づきまして、小中学校ICT教育の推進についてご報告いたします。

本件につきましては、昨年8月の定例教育委員会で台東区ICT教育の推進についてご報告申し上げたところでございます。その後、情報化推進委員会で可となり、この度、来年度予算の内示を受けました。つきましては、今後、政策会議、区民文教委員会等に報告することとなりますので、改めてとなりますが、内容についてご報告申し上げます。

まず、項番1でございます。前回もご説明申し上げたが、新学習指導要領で初めてICT活用について具体的に明記されたことが背景の一つとしてございまして、4月より、校長も含めたICTに関する検討委員会を立ち上げ、協議を進めてまいりました。

項番2、目的についてですが、これまでの計画どおり、台東区では、まず、モデル校を指定して、ICT環境の整備を図り、全校展開に向けた方法を検討することといたしております。

項番3、事業の内容について、大きく4点ございます。

1点目として、タブレットパソコンは、3学級に1学級分として整備いたします。

2点目として、モデル実施校は、浅草小学校、蔵前小学校、駒形中学校といたします。

ここで、各学校の大まかなタブレットの台数ですけれども、浅草小学校が140台、蔵前小学校が約200台、駒形中学校が約100台、これは3学級に1学級分という換算でそのような数字になっております。

3点目でございます。電子黒板につきましては、現在、普通教室に入っている電子黒板の保守期限が切れている状況ですので、その普通教室に加え、理科室等、特別教室についても電子黒板を配備いたします。

4点目として、モデル校は、研究・検証を行うとともに、公開授業を行ったり、実践例を積み上げたりするなどして、モデル校以外の学校に対し、啓発活動を行ってまいります。

項番4、予算額(案)でございます。当該モデル実施にかかる費用として、3,861万円を予定しております。

項番5のスケジュールです。冒頭申し上げたように、この後、政策会議、区民文教委員で報告いたします。モデル実施についてですが、今年9月から浅草小学校及び駒形中学校で、蔵前小学校は、現在の柳北から蔵前校舎に戻る来年の2月から実施といたします。

モデル校の研究成果につきましては、31年度に検証を行った上で、全校展開に向けた方法等について検討してまいります。

報告は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○末廣委員 このモデル校の先生方に、事前の教育というんですかね、そういうのは考えていますか。

○教育改革担当課長 教育といいますか、研修ということになりますが、これは事業者のほうから、タブレットの使用方法であるとか、行うということを要件として、今後、プロポーザルも実施していきたいと思っております。

○高森委員 原則は3学級に1学級分導入という形になりますが、この3学級に1学級ということに関して学年に偏りがあるようなことはないのでしょうか。

○教育改革担当課長 確かに、学級数がある学年、2であったり、3であったりということはありません。ただし、基本的な考え方として、小学校の場合、2学年が同時に使えるように、というのを条件と考えております。例えば、3学級の学年が二つあれば、そこが二つ使っても、何とか足りるようにというところで考えております。

○高森委員 この3校については、クラス数は意外と多い学校ですよ。

○教育改革担当課長 現在、浅草小学校につきましてはちょうど中間ぐらいということですが、ご案内のとおり、蔵前小学校については今、増えている状況でございます。

○高森委員 できるだけ児童や生徒たちにこういった機材に触れる機械を増やしたいということもあるので、なるべくしっかりと行き渡るように、展開をお願いしたいと思います。

○矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、教育改革担当のオについては、報告どおり了承をお願いいたします。

(5) スポーツ推進課 カ

○矢下教育長 次に、スポーツ振興課のカについて、スポーツ振興課長、説明をお願いします。

○スポーツ振興課長 それでは、障害者スポーツ普及促進の充実につきましてご説明申し上げます。資料は11をご覧ください。

項番1、事業概要でございます。こちら、障害のある方、ない方を問わず、広くスポーツの魅力を知ってもらうため、障害者スポーツの体験会や継続的なスポーツ教室を実施し、障害者スポーツの普及・促進を図っていくものでございます。

項番の2、現在の事業内容でございます。現在、こちらの6つの事業を行っておりまして、上段の三つは「するスポーツ」として、障害者スポーツの認知度向上を目的に、パラリン

ピックの体験会や障害のある方を対象にした水泳教室を行っております。

下段の三つにつきましては「支えるスポーツ」として、障害者スポーツの人材を養成するための講習会等を実施しております。

なお、こちらの事業につきましては、平成30年度も実施をしていく予定でございます。

項番3、平成30年度から充実する事業の内容でございます。これまでは、「するスポーツ」や「支えるスポーツ」を中心に事業の展開を図ってまいりましたが、昨年策定いたしました、台東区スポーツ振興基本計画に基づき、「見るスポーツ」の視点を加え、シッティングバレーボールの全国大会を開催いたします。

これは、平成28年度に実施しました、スポーツに関する意識調査におきまして、障害者スポーツへの関心を持ちながらも、競技を観戦したことがない区民が多かったことを受け、区内に事務所がある日本パラバレーボール協会に大会誘致を働きかけ、実現をするものでございます。

区民にハイレベルな障害者スポーツ競技を観戦する機会を提供することで、東京2020パラリンピック競技大会への気運を高めてまいります。また、大会の運営を通じて、スポーツボランティアなどの活躍の場を創出してまいります。

なお、この大会は、東京2020パラリンピック競技大会が開催される平成32年度まで、毎年、リバーサイドスポーツセンターにて開催していく予定でございます。

恐れ入りますが裏面をご覧ください。

本大会を盛り上げる主な取り組みといたしましては、大会開会式のセレモニーで全国から集まるチームへ、おもてなしとして学校のブラスバンド部などの協力を得て、セレモニーで演奏の披露をしていただきたいと思いますと考えております。

また、大会前には区民の方にシッティングバレーボールを広く知ってもらえるよう、障害者スポーツ体験会などの実施をしてまいります。さらにシッティングバレーボールの選手を学校に派遣し、体験や交流を通じて子供たちの興味を引き、積極的に会場に足を運んでもらえるよう取り組んでまいります。

また、「台東くん」や「ゆりーと」の着ぐるみを活用して、参加選手や関係者、観戦の方々に対して、台東区のPRを図ってまいりたいと考えております。

項番の4、予算額（案）でございます。当初予算に465万9,000円の計上を予定しておりますが、東京都より、事業経費の5分の4が補助される制度がございますので、充填財源として、上限である300万円を現在、予定しております。

項番5、今後のスケジュールですが、3月の区民文教委員会です承を受けた後、4月から出前体験の実施、また、公報たいとうやホームページ等で周知を図り、8月に大会の開催を行う予定でございます。

ご説明は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 30年度はシッティングバレーボールがメインになるということでしょうか

ど、今年はボッチャなど、さまざまな障害者スポーツの体験会などが開かれたと思うのですが、反響はいかがでしょう。

○スポーツ振興課長 体験会につきましては、ボッチャ、シッティングバレーボール、車椅子バスケットボールなどを行ってございまして、参加者にアンケートをとったところ、やってよかった、初めてやったということで、概ね好評のご意見をいただいております。スポーツイベントだけではなく、障害者が集まるイベントにも出前で、ボッチャを体験してもらうなどをして、広く広めているところでございます。

○高森委員 年齢層はどうでしょうか。

○スポーツ振興課長 イベントの内容にもよりますが、やはり、子供さんを中心に多くの方に参加していただいております。

○高森委員 お子さんが来れば、一緒にご家族の方もいらっしゃいますから、広く広がるのではないかなと思います。その辺りを狙って実施していくのも一つの方法かもしれませんね。

○矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、スポーツ振興課の力については、報告どおり了承を願います。

3 3月の行事予定について

○矢下教育長 次に、3月の行事予定について、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 資料12をご覧ください。

3月の教育委員会定例会は、13日と30日を予定しています。

そのほか、1日は柏葉中学校特別支援学級卒業を祝い励ます会。11日は下谷青年学級の閉級式。13日が区立保育園修了お祝いの会。16日が区立幼稚園・こども園修了式。19日が区立中学校卒業式。22日が区立小学校卒業式となっております。

ご出席、あるいはご挨拶のほうをよろしく願います。

また、その他のご案内ですが、25日にはジュニアオーケストラと上野の森ジュニア合唱団のコンサートが予定されております。

以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、行事予定については報告どおり了承願います。

4 その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後3時29分 閉会